

昭和五十三年十月十七日受領  
答 弁 第 一 号

(質問の 一)

内閣衆質八五第一号

昭和五十三年十月十七日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員竹内猛君提出公有地の使用と地方行政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹内猛君提出公有地の使用と地方行政に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

茨城県からの報告によれば、御質問に係る一〇五五番地の一の土地と一〇七五番地の土地との間には、旧土地台帳法施行細則(昭和二十五年法務府令第八十八号)第二条に規定する地図を調査したところ、公有地は存在しないとのことである。

右答弁する。